

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

◆人が犬にかまれる事故が、平成28年度は県内で173件発生しました。

犬の放し飼いは、公園なども含め禁止されています。散歩するときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

◆次の場合、保健所へ届出をする必要があります。

- ・飼い犬が人をかんだ時。(狂犬病の検査をする義務があります。)
- ・犬猫を合わせて10匹以上飼う場合。(生後90日以内の犬猫を除く)
- ・一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合。

◆犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。

まだ注射をしていない、または注射済でまだ町へ届出をしていない方は、速やかに役場で手続きをしてください。鑑札と注射済票を身に付けさせることが法律で義務付けられています。

◆猫は屋内で飼いましょう。また、野良猫への餌やりはやめましょう。

◆ペットが逃げ出したときは、保健所、警察、動物愛護センターへ届出をしてください。

迷子札を付けたり、動物病院でマイクロチップを装着・登録するなどして、保護された際に飼い主が分かるようにしましょう。

◆動物は責任を持って最後まで面倒を見ましょう。

やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所、動物愛護センターで飼い主探しをお手伝いします。また、動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。

問山武健康福祉センター(保健所) ☎0475-54-0611
県動物愛護センター ☎0476-93-5711



栗山川に戻ってきたサケを見にきませんか

サケ捕獲とふ化場見学会

サケの遡上が始まりました。栗山川に戻ってきたサケをみなさんにご覧いただくため、捕獲とふ化場の見学会を行います。

見学会では、栗山川漁業協同組合員がサケを捕獲する迫力の様子を間近で見られるほか、捕獲したサケのお腹から卵を取り出し、受精させる様子もご覧いただけます。



と き 11月25日(土) 午前10時～正午
※サケの遡上状況や天候により中止する場合があります。

と ころ 横芝堰(東陽病院側ふれあい橋付近)と木戸ふ化場

申込方法 見学を希望する方は、事前に電話でお申込ください。

申込期限 11月15日(水)

問産業振興課商工観光班 ☎84-1215

自動車税の滞納は見逃しません!

自動車税の滞納処分を強化

千葉県は、自動車税の未納額の縮減のため、11月から平成30年3月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化しますので、自動車税が未納の場合は、至急納付してください。



▲差押え自動車の引揚げ例

問千葉県東金県税事務所 ☎0475-54-0223
千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127

個人事業税の納付

11月30日(木)は、個人事業税第2期分の納期限です。納付書は11月上旬に送付されますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納期限までに納めてください。

なお、個人事業税の納税は口座振替を利用すると便利です。

問東金県税事務所 ☎0475-54-0223